

平成 29 年第 3 回女川町教育委員会会議録

- |    |             |  |
|----|-------------|--|
| 1  | 招集月日        | 平成 29 年 3 月 24 日 (金)   |
| 2  | 招集場所        | 役場仮設庁舎 2 階 第 1 会議室   |
| 3  | 出席委員等       | 1 番 横井 一彦 委員<br>2 番 平塚 征子 委員<br>3 番 丸岡 泰 委員<br>4 番 阿部 喜英 委員<br>村上 善司 教育長   |
| 4  | 欠席委員        | なし   |
| 5  | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 小海途 聡<br>教育総務課 教育政策監 春日川真寛<br>生涯学習課長 佐藤 毅   |
| 6  | 本委員会の書記     | 教育総務課 課長補佐 笥 由佳子   |
| 7  | 開 会         | 午前 10 時 00 分   |
| 8  | 会期の決定       | 会期は本日 1 日限りといたします。   |
| 9  | 前回会議録の承認    | 教育長 初めに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。<br>無いようですので承認とさせていただきます。  |
| 10 | 会議録署名委員の指名  | 教育長 1 番 横 井 一 彦 委員<br>2 番 平 塚 征 子 委員 よろしくお願いいいたします。  |
| 11 | 議 事         | 教育長 それでは、議事に移ります。<br>第 5 号議案「女川町子どもの心のケアハウスの管理に関する規則の制定について」をお諮りします。<br>書記に議案を朗読させます。<br>(書記朗読説明)<br>教育長 提案理由の説明を求めます。<br>教育総務課長 それでは、第 5 号議案「女川町子どもの心のケアハウスの管理に関する規則について」内容のご説明を申し上げます。<br>当該規則は、平成 29 年 2 月の女川町教育委員会で議題となりました、町長から条例制定について意見を求められた女川町子どもの心のケアハウス条例に係る規則の件でございます。 |

条例につきましては、今月開催された女川町議会 3 月定例会において原案可決となりました。その可決を受け、本規則を今回の教育委員会に上程する運びとなりました。

今回上程させていただく議案第 5 号から第 10 号までは、今説明を申し上げた理由により上程をさせていただきます。

それでは、まず「女川町子どもの心のケアハウスの管理に関する規則」の内容説明をさせていただきます。

議案を 1 枚めくっていただきますと本文が付いております。

本規則は、本則第 1 条から第 4 条までと、附則で構成するものです。

第 1 条では趣旨を規定し、第 2 条では利用定員を定めており、10 人としております。

第 3 条は、利用期間等を定めております。1 年のうち、土曜、日曜、祝祭日、年末年始以外は開所をさせていただく、役場と同じ開所になります。学校の長期休業期間、夏休み、冬休みなども対象児童生徒は利用可能となります。

第 2 項では、この利用時間を定めています。

第 3 項では、前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めた場合は、休業日もしくは利用時間を変更することができるということを規定しております。

第 4 条では、委任規程で、本規則で決めきれないものがあつた場合、教育長が別に定めるということを規定しております。

附則として、平成 29 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 丸岡委員  
ただ今の教育総務課長の説明に対して質疑はございませんか。すみません、基本的なことで、心のケアハウスはどこにあるもののでしょうか。

教育総務課長  
前回の 2 月開催時の条例にも書かせていただき、今回も教育委員会協議会の資料として出しておりますが、旧女川第一小学校を会場に実施させていただく施設になります。

丸岡委員  
教育長  
分かりました。ありがとうございます。ほかにご意見がなければ、第 5 号議案は承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長  
それでは、第 5 号議案は承認されました。次に、第 6 号議案「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。

教育長  
教育総務課長

書記に議案を朗読させます。

(書記朗読説明)

提案理由の説明を求めます。

それでは、第6号議案「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」内容の説明を申し上げます。

当該規則は、女川町教育委員会が所管する事務を処理する組織について必要な事項を定めているものです。

議案を1枚めくっていただきますと、A3判の新旧対照表が付いておりますので、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

左が改正、右が現行になります。

第8条で、教育委員会の事務局を定めております。

現行、右側になりますが、教育総務課と生涯学習課の2課4係としております。

今回の改正で、町の歴史を後世に残すために必要なこととして町誌の作成を、昭和35年、平成3年に刊行されたものに引き続き、平成33年の刊行を目指し、平成29年度からその体制を整えてまいります。

左側の改正案になります。町誌編さん室を教育総務課に置くこととします。しかし事務スペース等が教育総務課内に取れないことから、実際の事務所は総合体育館内の会議室に町誌編さん室を置くこととしております。

第9条では、事務分掌を定めており、現行第13号を繰り下げ第14号とし、改正第13号に、前議案で説明した心のケアハウスの関係になりますが、不登校児童生徒に関することを学務係の事務に決めました。

その次に、町誌編さん室の事務分掌を第1号から第2号まで規定しております。

第13条では、室長及び職務を規定しておりますが、第8条で町誌編さん室と室制にし、そこに室長を置くこととしたいことから、室長という職及び職務を規定しました。

第15条では、教育機関の設置となりますが、前議案で説明した心のケアハウスは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく教育機関で、本町における小学校、中学校、勤労青少年センターなどと同様となります。

第5号として、子どもの心のケアハウスを本町の教育機関として追加することになります。

第20条に、子どもの心のケアハウスの位置及び所掌事務を定めております。

議案に戻っていただき、附則として、改正後の規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

教育長 よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。  
ただ今の教育総務課長の説明につきまして質疑等はございませんか。

(発言なし)

教育長 なければ、第 6 号議案は承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、第 6 号議案は承認されました。

引き続き、議案第 7 号「女川町スポーツ推進委員設置規定の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(書記朗読説明)

教育長 提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、ただ今、議案となりました議案第 7 号について説明をさせていただきます。

この規則は、スポーツ基本法第 32 条第 2 項の規定に基づいて、スポーツ推進委員の職務その他委員に関し必要な事項を定める規則でございます。

今回の改正の理由といたしましては、東日本大震災による人口の減少に伴い、スポーツ推進委員の人材を確保することが困難になってきたという理由からでございます。

詳しくは、議案の次の新旧対照表で説明をさせていただきます。右側になりますが、現行第 3 条中、委員の定数を「13 人」と定めているものを、改正後、左側では「13 人以内」に改正をさせていただきたいと思っております。

併せまして、第 4 条第 3 項中「前項」を「第 1 項」と改正することで、条文の整合性を図るものでございます。

13 人以内とすることで、人口規模に合った人材の確保を可能にするというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の生涯学習課長の提案理由の説明について質疑ございませんか。

阿部委員 以内ということは、極端な話 1 人でもいいということですか。

生涯学習課長 極端な話は、以内ですからそうなるかと思っておりますが、現実的には 13 人に近い委員を確保できればよろしいのですが、今の任期も 10 人の委員でやっていただいております。

13 人の定員を満杯という状況は今のところ厳しいということもございまして、今回は 13 人という限定の数ではなく、以内とすることで、少しでも現状に合った人材の中で町のスポーツ推進についてやっていければという考えで、今回改正をした次第でございます。

丸岡委員 13 人というのは何か理由がある数字なのでしょうか。人口当たりとか。

生涯学習課長 13 人の定義については、確証はないのですが、委員がおっしゃったように、制定当時は人口規模に沿った形の 13 人という定数の定め方をしていたと思います。ただ、人口が減少してきておりますので、13 人という定数そのままの固定で人口が減ってきて、現状にそぐわない形が出てきているというところでの今回の改正になろうかと思えます。

平塚委員 地区から人選されるとかではなくて、その職務にふさわしい方を人選するということですか。

生涯学習課長 地区割などではなく、スポーツに貢献されている方や専門にされている方、そういう人材から選任しているという現状でございます。

横井委員 各分野でも震災後は特に人材不足で、先日も民生委員の推薦委員会がありましたが、なかなか満たせないという実情に沿った形に変えていかざるをえないところはありますよね。

教育長 ほかにご意見がなければ、第 7 号議案は承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、第 7 号議案は承認されました。

続きまして、議案第 8 号「女川町子どもの心のケアハウス臨時職員取扱要綱の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(書記朗読説明)

教育長 提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第 8 号議案「女川町子どもの心のケアハウス臨時職員取扱要綱の制定について」内容の説明を申し上げます。

1 枚めくっていただきますと本文が付いておりますので、よろしく申し上げます。

当該要綱は、議案第 5 号と同様、女川町子どもの心のケアハウス条例の関連に係るもので、その中の条例第 3 条に定めた職員に係る分でございます。

条例では、所長、その他必要な職員を置くこととしております。

所長以外の職員、心のケアハウスに勤務する臨時職員に係る要綱の件です。

本要綱は、本則第1条から第9条までと、附則で構成するものです。

第1条では趣旨を規定し、第2条では、心のケアハウス臨時職員とはということで、定義を定めております。

第3条では、心のケアハウスに勤務する臨時職員の種別及び職務を定めています。第1項第1号で、スーパーバイザーから心のケアコーディネーター、適応コーディネーター、学びコーディネーター及び事務職員を置くこととし、次項で、その職員が担うべき業務内容を定めています。

心のケアハウスには三つの機能が必要と想定されており、心サポート機能、適応サポート機能、学びサポート機能でございます。

心サポート機能は、教育相談窓口としての機能です。本町ではこの機能を心のケアコーディネーターが担うこととなります。

適応サポート機能は、ケアハウスの対象となった児童生徒が早期に学校に復帰するために具体的な支援を行う機能で、本町ではこの機能を適応コーディネーターが担うこととなります。

学びサポート機能は、ケアハウス、学校等において児童生徒の学習支援を行う機能で、本町ではこの機能を学びコーディネーターが担うこととなります。

本制度は宮城県の補助事業を利用し展開する事業となります。県での制度になるので、対象児童生徒の多寡に関わらず、要綱上整理をしました。

石巻市のように不登校児童生徒が200名弱を抱えている市、本町のように不登校児童生徒が6名、不登校ぎみ児童が6名では、実際その体制中、兼務できるものは兼務していただいた方が効果的と思われ、一方、その求人に対する応答が厳しい状況が予想されます。そのため本町では、4月の開所時には適応コーディネーターが担う職員の業務は兼務でと考えておりましたが、2月の教育委員会後人選をさせていただき、適応コーディネーター以外の職員についてめどがついている状況でございます。

1枚戻っていただきますと、前々からお話をさせていただいた本事業のキーパーソンになります、先程の三つの機能をコーディネートする役割を担うスーパーバイザーの業務内容を規定しております。スーパーバイザーにつきましては、先日、教育長と私で面接をさせていただき、この要綱制定後、採用の可否に

ついて判断させていただく内容となっております。

また、第2項の表の最後に、事務職員の業務内容の規定をしております。

第4条では、心のケアハウス臨時職員の資格要件を定めています。第1号から第3号までのいずれかにしていますが、スーパーバイザーは第1号と第2号の要件二つを規定するものとしてあります。

第5条では、臨時職員の選考方法を定めております。

第6条では、任用期間、勤務時間及び有給休暇を定めています。第1号で、任用期間を定めており、2カ月を超え6カ月以内としています。役場等に臨時職員として勤務している方と同様です。第2号で勤務時間を8時半から5時15分に、第3号で、これは役場等に臨時職員として勤務している方にはない仕組みとして、心のケアハウスに勤務する臨時職員には有給休暇を別表第1に定めております。任用期間が3カ月であれば5日、6カ月であれば10日という形は、労働基準法に定められているものと同等となっております。

第2項では、勤務日または勤務時間は弾力的に運用できる規定としています。具体には、土曜日に出勤すれば、通常勤務日（月から金まで）の1日を休みにする、7時間45分を超えて勤務すれば、その超えた分を次の日に減じるといったことです。

第7条では、賃金等を定めております。毎年の予算で定めるものとしております。

第2項では、これも役場等に臨時職員として勤務している方にはない仕組みとなりますが、心のケアハウスに勤務する臨時職員には、交通費、町の職員でいえば通勤手当に相当する額を別表第2（第7条関係）で定めております。2キロメートル以上5キロメートル未満であれば日額100円などを支給する形になってまいります。

第8条では兼務の禁止を、第9条では、委任規定で、本要綱で定めきれないものがあつた場合、教育長が別に定めると規定しております。

附則として、平成29年4月1日から施行することとしております。

附則の2で、臨時職員の任用に関し必要な準備行為は、4月1日前でもできるとしたものです。

よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の教育総務課長の説明に対し質疑はございませんか。

阿部委員	説明にあったのかもしれませんが、とりあえずは職員の数はずべて満たされたのでしょうか。
教育総務課長	適応コーディネーターに該当する方はまだめどは立っておりませんが、スーパーバイザー1名、心のコーディネーター1名、学びコーディネーター1名、事務職員1名で、当分はこの4名体制でいきたいと考えております。
横井委員	基本的なことで申し訳ありませんが、こちらを利用するような子どもたちというか、多岐にわたって不登校、もしくは不登校ぎみだと思うのですが、家の方や本人の積極的なあれがあってこちらにお世話になるという形がとれれば何とか次の橋渡しも可能かと思うのですが、比較的引きこもり、あるいは事情があつていろんな形で表に出られないという方も多いかと思うのですが、こういったところの働きかけというのは、こちらの方々とか学校と一緒にやるということなののでしょうか。
教育総務課長	<p>こういった施設を利用する方は、今までの役場、役所の慣例からすると、何々をしたいという申請があつて、その申請に対する諾否を町側で決めさせていただくものが一般的になっていますが、今回そういった形は想定をしておりません。</p> <p>学校長からこういった子どもたちがいるのですがという形的には依頼という形にさせていただくのですが、そういった依頼があつた時に、いろいろな形でコンタクトをとらせていただき、ある一定のラインまでは学校と担任にいろいろな取り組みをしていただきます。その後は、学校側と協同でこの子どもたちに対する働きかけをしたいということで考えております。</p> <p>なので、積極的に親からの申請は想定しておりませんので、まず子どもを中心に考えているのですが、子どもをまず学校に来させるというか、学びの機会をまず与えてあげたいということで、その学びの機会が、学校になるか、もしかすると家庭になるか、想定をして、準備をさせていただくのですが、学習机を置いて旧第一小学校に来るのか、いろいろな学びの機会を提供できるようにということで、本事業では想定をしております。</p> <p>ただ、町から一方的に積極的に働きかけていった時に、うっと思われても困るので、その辺は慎重にさせていただきたいということで考えております。</p> <p>繰り返しになりますが、まずは学校で一元的には行っていただいた後に、学校の担任が、負担感、行かなければならないということを感じないうちに、心のケアハウスにうまくつなげていただければいいのかなということで、本事業は想定しておりま</p>

す。

平塚委員 家庭での学びもあるということなのですが、スーパーバイザーや学びのコーディネーターが直接家庭訪問をされてご指導されるというものでもあるということですか。

教育総務課長 ケースによっていろいろなことを今から積み上げていくと思うのですが、今想定しているのは、平塚委員がおっしゃるように、例えば家庭で宿題を一緒にする形などを想定しております。

ということで、第4条には、教育職員法に規定する免許状を有する者というように、有資格者の配置をしたいということで考えております。

訪問用の車両も準備させていただき、ご自宅に行って、ご自宅に入れてもらえればそれは一つの進歩なのですが、まずはそこからということで。先程横井委員からご質問があった際にもお話をさせていただきましたが、いろいろな形での学びの機会を提供したいということで考えております。それが家庭になるか、旧第一小学校になるか、学校に来て別室登校になるか、とりあえず学ぶ必要があるということで考えておりますので、当然家庭も入ってまいります。

平塚委員 保健室登校をしている子どもがいた場合には、担当になっている方が保健室に行かれてご指導をされるということもありうるのですか。

教育総務課長 その部分については、学校の運営をしている校長先生といろいろ話をさせていただいて、その部分を補助教員が担うか、担任が担うか、もう一つの新しい武器として心のケアハウスの職員が加わるということで、その子どもに対してうまくマッチングできる方が学ぶ機会を創設したいということで考えております。

教育長 学校との連携、協働はこれまで以上に密にしていかなければならないと思います。ですから向学館とやっていることを想定していただければと思いますが、個人情報完全に流しております。そうでないと向学館も指導がやりにくいということでやっておりますので、あのような流れになるのかなど。

そして、課長の話と重複して恐縮ですが、子どもを説得できる人がいっぱいいると、そういう子どもとうまくマッチングというか、課長の言葉を借りれば、合う人がいればと思っております。その辺のところを、横井委員と課長も話していた、家に入れられないことにはどうしようもないという問題もあるのですが、試行錯誤しながらやっていきたいと思っております。

幸いにも、女川小学校にいらっしゃる千葉新校長先生は大河原

で直接担当をしていた人なので、大河原とは少し中身は違うのですが、そのノウハウはつかんでおりますので、より充実したものになると考えているところございます。

横井委員 こちら側で子どものためにと考えてやっていることが、保護者の方の取り方によって、学校は何々に丸投げだとかというのをちらちらと聞いたりする機会もあるんです。だから難しいところだなと。学校に所属して、学校の先生が一生懸命やってくれているというスタンスがどこまでもないと、そのような発言になったり、実際、家に入れてもらう、もらえないだけではなくて、居場所自体もつかめないとか、さまざまなケースがおありだと思ってしまうので、本当にご苦労が絶えないのだろうなという感じがします。そういった点でも、非常に期待する部分と、大変さがいろいろと見えるだけに、今後頑張っていただきたいと思う部分があります。

教育長 ありがとうございます。一番は学級担任だったら、学級の子どもたちをしっかりと把握するという。それが保護者にもしっかりと理解されるという前提のもとに、しかし一人の教員では限界があり、子どもにとってはいろいろな選択肢があって、その子どもの生き方などに影響していくということになってくると思うので、一番ベースとなる部分はまずしっかりとしていきたいと思っております。そのうえでいろいろな教育手法などを導入していきたいと思っております。

何とかこういう子どもたちに、学校に足を向かせるとか、学力面で向上心を持たせるとか、何人かの子どもなのですが、そういう子どもにしっかりとやっていかなければならないと常々思っていたところで、このようなシステムになった次第でございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 ほかにご意見がなければ、第8号議案は承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、第8号議案は承認されました。

続きまして、議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(書記朗読説明)

教育長 提案理由の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第9号議案の内容についてご説明を申し上げます。  
当該要綱につきましては、平成28年9月の女川町教育委員会委員協議会で協議をしていただき（本事業が対象とする費用、女川駅から石巻駅まで、仙台駅まで、区間をどこまでにするかなど）、その後、11月に開催された総合教育会議で町長と基本的な部分はすり合わせをいただき、財源に伴う部分で、女川石巻間とするか、仙台駅までとするかは予算調整の中でさせてほしいとなり、先月の予算案の際に話をしたとおり、区間は女川駅から石巻駅までを最大とするなどで事業概要を説明させていただいたところです。

3月議会が終了し、本事業については、今回上程させていただいた議案が議決になれば、対象者あてに周知をし、申請書を受付けすることとなります。

本要綱は、本則第1条から第13条まで、附則は第1項から第2項までで構成するものです。

第1条では趣旨を規定し、第2条では、本要綱にいろいろ出てくる言葉を第1号から第5号まで決めていきます。この中、第2号で高校生等を定義しています。これ以外のもは対象になってきません。高等学校等を卒業した者、大学生等は本要綱の対象外となります。

第3条は補助対象者を定義し、住所要件を町内限定にしています。また第2号では、町税等に滞納がない者と規定をしました。第4条では、補助対象経費を別表のとおりとし、補助対象経費、補助金額、限度額を定めています。

そこで最大が、女川駅から石巻駅まで、6カ月3万7,260円、年額7万4,520円が限度となります。旭が丘、針浜の方など浦宿駅が始発駅となる方は、浦宿駅から石巻駅まで、6カ月3万780円、年間6万1,560円が限度に、渡波駅が降車駅となる場合は、それぞれ乗車駅から渡波駅までが限度となります。逆に山下駅、蛇田駅、石巻あゆみ野駅までなど、石巻を過ぎた費用については保護者負担となります。

第5条では、本補助金の交付を受けようとする場合の申請書の様式を、第6条では交付決定の様式を、第7条では、前条の規定により交付決定を受けた保護者の方は、学生証の写し又は在学証明書、定期券の写し又は領収書、世帯全員の納税証明書、その他町長が必要と認める書類、領収書等、必要な書類を添えて、半年に一回現況届を提出する必要がある、その様式を後段で定めております。

第8条では補助金の交付を、第9条では申請内容に変更があった場合の様式を、第10条では辞退の届出様式を、第11条、第12条で、虚偽または不正な申請をした場合の対応及び補助金の返還を規定しております。

第13条は委任規定で、本要綱で決めきれないものがあつた場合、町長が別に定めるということを規定しております。

附則として、第1項で、制定後の要綱は、平成29年4月1日から施行し、第2項については、現高校生等が平成29年4月1日以前に購入した定期券も補助の対象とすると、経過措置を設けております。

よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の教育総務課長の提案理由の説明について質疑はございませんか。

(発言なし)

教育長 なければ、第9号議案は承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、第9号議案は承認されました。

続きまして、議案第10号「女川町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(書記朗読説明)

教育長 提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、ご説明をさせていただきます。当該規程は、女川町教育委員会の事務局及び教育機関における事務処理等に関し必要な事項を定めている規程となっております。

今回の改正は、前議案で説明をした心のケアハウスが本町の教育委機関として追加されたことに伴い、心のケアハウスで文章の収受が発生することとなります。これを受け、所長名で文書が発生することとなります。

参考資料をご覧ください。

新旧対照表、別表第2、2往復文に「女心第 号 女川町子ども心のケアハウス」を一番最後に追加するものでございます。議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の訓令は、平成29年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の教育総務課長の提案理由の説明について質疑はございませんか。

(発言なし)

教育長 なければ、第 10 号議案は承認でよろしいでしょうか。  
 (「はい」の声あり)

教育長 それでは、第 10 号議案は承認されました。  
 引き続き、議案第 11 号「女川町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。  
 書記に議案を朗読させます。  
 (書記朗読説明)

教育長 提案理由の説明を求めます。  
 教育総務課長 それでは、内容のご説明させていただきます。当該規程は、女川町教育委員会の公印に関し必要な事項を定めているものです。今回の改正は、前議案で説明した心のケアハウスが本町の教育機関として追加されたことに伴い、心のケアハウスで文書の収受が発生することとなります。  
 心のケアハウスの所長名で文書を発出することとなりますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。別表 2「学校長職務代行者印」の次に「心のケアハウス所長之印」を追加するものでございます。  
 議案に戻っていただき、附則として、改正後の訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。  
 よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の教育総務課長の提案理由の説明について質疑はございませんか。  
 (「ありません」の声あり)

教育長 なければ、第 11 号議案は承認でよろしいでしょうか。  
 (「はい」の声あり)

教育長 それでは、第 11 号議案は承認されました。  
 続きまして、第 12 号議案「女川町スポーツ推進委員の人事について」をお諮りします。  
 なお、第 12 号議案については人事に関する議案ですので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。  
 (「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。  
 (秘密会)

教育長 再開します。  
 第 12 号議案は承認されました。  
 第 13 号議案「平成 29 年 4 月 1 日付け異動における事務職員の人事について」をお諮りします。  
 第 13 号議案についても人事に関する議案ですので、第 12 号議

案同様、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。

(秘密会)

教育長 再開します。

第13号議案は承認されました。

以上で、議事は終わります。

ここで5分間休憩いたします。

暫時休憩します。

## 12 報告事項

教育長 再開します。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

最初に私から報告をさせていただきます。

「教育長報告事項」と「別添資料」をご覧になっていたいと思います。

はじめに、平成28年度、間もなく終了と書かせていただきました。この1年間、教育委員の皆様方にはいろいろとご指導あるいはご支援をいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げます。小学校、中学校の卒業式、それから中学校で後期選抜全員合格と、最後をきちんと締めていただいたことに、両校長先生をはじめ先生方には感謝申し上げますが、改めてそれを陰で支えていただきました教育委員の皆様には、繰り返すようですが、心から感謝と御礼を申し上げます。

それから二つ目に、卒業おめでとうということで書かせていただきました。中学校の卒業式は本当に素晴らしい卒業式だったと思っております。先生方のこれまでの指導に感謝を申し上げます。しかも高校入試もあのような結果となり、高校に行っても頑張ってもらいたいと思っております。

2ページに入らせていただきます。

小学校では、2名の児童が卒業式に出るかどうかが非常に心配だったのですが、前日まで先生方をはじめ、課長、算課長補佐も含めて、教育委員会、学校を挙げて2人に対応していただきました。改めて先生方の努力に感謝を申し上げます。

おかげさまで中学校63名、小学校48名、元気に巣立っていきました。小学校48名はこの4月から中学校で頑張ってもらったことになりませんが、卒業式で私も話をさせていただきましたが、入学の時はあのような状態、そして三つの学校が一緒など、子

どもたちには迷惑をかけたと思っております。その分中学校に行って、小中一貫教育もスタートしますので、その分を取り戻してほしいと願っているところでございます。

いずれにいたしましても、おかげさまで無事卒業式が終了できました。改めて感謝申し上げます。

それから全員合格ということで、別添資料をご覧になりながらお話をさせていただきますが、1ページ、進路先等を書いております。

2ページに後期選抜の受験生徒一覧、3ページに前期選抜の結果一覧を載せております。あとで細かいところをご覧になっていただきたいと思いますが、前期は、前回は、前回は報告させていただきましたように、8名が残念ながら不合格になりました。この8名の生徒と、後期選抜入試のみの生徒が17名おり、25名が後期選抜を受けたところでございます。これが見事全員合格ということで、改めて生徒の頑張り、そして先生方の熱心な指導に頭が下がる思いでございます。

結果として、別添資料1ページをご覧になっていただきたいのですが、特別支援学校に2名、私立高等学校に3名、明成高校の生徒2人はすでに寮に入られたということで、練習に参加しているということでございました。

公立高等学校には58名でございます。今年度の特色は、石巻好文館高等学校に11名ということで、確実路線の選択をした生徒が多かったのかなと思っております。また、前期選抜で宮城水産高等学校に8名が入るということで、どうなるか分かりませんが、女川の水産業などに関わってもらえればと願っているところでございます。

2ページに戻らせていただきます。

今日終業式が行われております。もう終了していると思いますが、明日から暦の関係で4月9日まで春休み、年度末年度始休業となります。この春休みが一番気の緩む長期休業で、校長・教頭会議では、とにかく事故のないように春休みを過ごすように、それから学力面、特に5年生は非常にこれまで頑張ってきているので、この春休みに学力面でも具体的な取り組みをお願いしたい旨のお話をしました。

小学校、中学校ともに春休み中にも学習会などを予定しているところでございます。いずれにいたしましても、新年度のスタートを子どもたちも先生方も全員元気で迎えられるよう願っております。

3ページの小・中学校関係は、ここに記されているとおりでございます。

その中で、小学校も中学校も、小中一貫校や新しい小・中学校についての説明会を開催させていただきました。春日川教育政策監や係長などが出向いて、別添資料4ページから6ページの資料を保護者の方々に配付させていただきました。

別添資料4ページは、女川町小中一貫教育と小・中学校移転整備計画についての資料でございます。実際はカラー版できれいになっております。

6ページは、スクールバスの今後の運行についてということで、この資料を基に説明を行わせていただきました。

なお、今後、保護者には、新しい小・中学校について、学校だより等で年度当初からお知らせしたいと考えているところでございます。

3ページに戻らせていただきます。

つばくろ会の卒業・進級を祝う会が2月28日に行われました。本年度も多くの方々に足を運んでいただきました。2名の生徒は立派な態度でございました。女川高等学園、石巻支援学校に行きたくて頑張りたいと願っております。

4ページに入らせていただきます。

昨日、小・中学校の引継会が行われたところでございます。

中学校は、ここに記されているとおりでございます。

中学校では、第1・2学年PTA懇談会で先程と同様の資料を配付させていただき、説明会を行わせていただいたところでございます。

小学校、中学校の行事関係については、このようになっております。

それから3月15日にいじめ問題対策調査委員会を開催させていただきました。ここでは女川小学校の重大事案となっているいじめ問題等情報を出し、いろいろなご意見等をいただいたところでございます。

5ページに入らせていただきます。

主任児童委員もなさっている、調査委員会の和泉進一副委員長から、今まで福祉サイドは老人を対象に重点的にやってきたが、家庭に関わる問題が増えてきて、今後は老人だけでなく、子どもにも目を向けて、いじめ問題に関わることについてバックアップしていきたいという旨の大変ありがたいご意見をちょうだいしたところでございます。

議会関係につきましては、3月1日から13日まで行われました。詳細については課長からあるかと思いますが、一般質問、予算審査特別委員会、来年度の予算についてでございますが、この中でいろいろな質問あるいは意見等をちょうだいしたところでございます。

それから、3月8日に給食担当者意見交換会。別添資料7ページにその要綱等を載せております。給食に異物が入ることが小学校で続いたので、それを、ただ気をつけてくださいというのではだめだという課長の発想もあり、担当者で意見交換をし、危機管理意識を高めていこうということで、3月8日に意見交換会をもたせていただきました。いろんな意見が出て、再発防止に努めているところでございます。

それから、22日に小中向連絡協議会。これは始まってから12回を数えています。平成28年度の女川向学館事業の総括、向学館での子どもたちの様子や課題等について、来年度の女川向学館の事業計画等を踏まえて、情報交換・フリートークを行わせていただきました。そこで、共通して指導することは何か、今後より継続していかなければならないものは何かなどの話し合いが行われたところでございます。出たことは、あいさつなどをしっかりさせようとか、私からお願いしたのは、子どもたちの聞く態度をしっかりと育ててほしい等々のお願いをしたところでございます。

6ページに入らせていただきます。

人事関係等については、内示等も終了し、新聞発表を待つだけです。今日の夕刊、明日の朝刊に人事関係が載る予定でございます。

それから、2月22日に最後の校長・教頭会議が行われました。別添資料8ページに要約したものを載せております。1枚ものだけでございます。

続きまして9番、生涯学習関係につきましては、あとで佐藤課長からお話があると思いますが、その中でマスコミ等に取り上げられましたが、行幸啓碑・御歌碑除幕式が3月17日に盛大に行われたところでございます。駅前に建っておりますが、ここまでくるまでには、事務局を担当された佐藤課長、平塚参事には大変ご苦勞をおかけしたところでございます。

7ページに入らせていただきます。

その他ということで、カタールフレンド基金の正式な調印式が2月28日に行われ、町長、私と春日川教育政策監が同席させて

いただきました。ここに至るまでには、春日川教育政策監には大変なご苦勞をおかけしたところでございますが、いよいよ正式にスタートすることになりました。カタルとのこれからの交流の仕方など、いろいろ課題もあるわけですが、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

それから、3月18日には「いのちの教科書」自費出版披露式がフューチャーセンターで行われました。マスコミにも駆けつけていただきました。いよいよあの子どもたちが高校を卒業して、それぞれのところに行くようになります。京都の舞鶴に行く人、看護学校で学ぶ子ども、東京の大学に進む者、さまざまでございます。今回2基の石碑ができたので、21基予定のうちの14基ができ、3分の2までできたということでした。今後、大学等に行っても、これからもこのプロジェクトは進めてまいりたいと力強く話しておりました。

それから3月21日に第2回まちづくり推進協議会があったのですが、その中で、阿部委員もお持ちだと思っておりますが、「復興まちづくりの進捗状況について」ということで、現在の進捗状況が非常に分かりやすかったので、そのまま配付させていただいております。ぜひお目通しいただきまして、どのような進捗状況になっているかご覧になっていただければありがたいです。よろしく願いいたします。

急いで説明をさせていただきましたが、この1年間いろいろなご指導ご支援を賜りましたことに重ねて感謝を申し上げます。また来年度もよろしく願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

続きまして、教育総務課長から報告を行います。

教育総務課長

私から「教育総務課報告・連絡事項」でお話をさせていただきます。

まず、日程関係でございます。

先程の教育長の話と重複しますが、案件といたしましては、行政報告2件、一般質問が7人19件ございました。この中で、教育委員会関係につきましては、木村征郎議員から「学校教育について」、鈴木議員から「次期学習指導要領について」、阿部律子議員から「就学援助、入学準備金の支給を入学前に」という質問がされております。阿部律子議員の質問に対しては、入学準備金を入学前にするのであれば、教育委員会、執行機関に正式に議案としてお諮りをして協議をしたいということで答弁をさせていただきます。

補正予算 10 件、一般議案 22 件。一般議案の中に心のケアハウスの条例等が入っておりました。

平成 29 年度の施政方針については、町長から色々説明をさせていただいたところがございます。

平成 29 年度当初予算の中で、小中一貫校について周知が足りないのではないか、いじめ問題、給食で地産地消について、もっと一次産業の品物を使うように検討してほしいという話もあったところです。今回議案として提案させていただきました通学補助に関する質問がいろいろございました。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件で、産業教育常任委員会で「女川町の文化財の現況について」を継続調査することとなっております。

これからの実施予定でございますが、先月もお話をさせていただきましたが、3月29日1時半から女川小学校の体育館で退職・転任教職員離任式がございますので、出席をよろしくお願います。年度が明けまして、4月5日午後1時半から女川小学校の体育館で着任式がございますので、出席をお願いいたします。事故報告ということで、先程の教育長のお話にもありましたが、学校給食管理下における事故についてということで、教育委員会等でお話をさせていただいてきたところがございますが、一覧表で整理をさせていただきました。

喫緊といたしましては、平成29年3月2日に異物混入。あかもくのみそ汁に昆虫の羽が入っていたということで、今後の対応等については、教室内の清掃の徹底、暖房の吹き出し口の掃除等をさせていただいたところがございます。

次の日また同様にごございました。6年1組でちらし寿司に昆虫が入っていたということで、調理場内をその日のうちに清掃をさせていただきました。特に釜の上や高所も清掃をさせていただいたところがございます。週が明けまして、月曜日は何事もなかったのですが、その次の日、3年2組でなめこのみそ汁に昆虫が入っていたということが発覚しております。業者を呼び、調理場内の消毒、調理場内の捕虫器を作動し、意見交換会を3月8日にさせていただいております。

虫については、虫の専門家に見ていただくと、この時期に発生するような虫ではないということなのですが、この気候で外から来るとも考えにくいですが、実際に発生してしまったということで、念のために消毒等もさせていただきました。

さらに3月13日に3年1組で豚肉の甘辛煮に幼虫が入っており

ましたので、その対応といたしまして、小学校の調理場休憩室の流し台の排水溝の消毒を業者にさせていただくなど、いろいろさせていただいたところでございます。

後段バタバタと3月以降あったものですから、以前ですとメール等でご報告をさせていただいたのですが、その対応で事務サイドがいっぱいいっぱいになってしまったので、こういう形でまとめて報告をさせていただきました。ご容赦願いたいと思います。よろしく申し上げます。

私からは、以上でございます。

教育長 続きます、生涯学習課長から申し上げます。

生涯学習課長

それでは私から、生涯学習課に係る3月と4月の実施予定を実施予定事業一覧表を使って説明をさせていただきます。

ミスプリントで4月となっておりますが、左側は、3月実施予定事業等に修正方お願いいたします。大変失礼いたしました。

まず3月4日（土）ですが、スポーツ少年団本部卒団記念植樹を野球4人、サッカー6人、合計、子どもたちが10人、プラス保護者6人の参加で植樹を実施しております。

3月5日ですが、ジュニアリーダー褒状授与式ということで、今年ジュニアリーダーを卒業される方が2名いたのですが、そのうち1名が出席し、送る会ということでその他のジュニアリーダー10人の参加で行っております。

3月15日トレーニング講習会ですが、この3月のトレーニング講習会をもちまして平成28年度分は終了となりました。

年間で150人の方々が利用しております。平成27年度は81人だったので、約倍まで増えております。復興事業の企業の関係者の方々もトレーニング室を利用しているので、そういう影響もあって、前年度と比較すると倍の人数になったということでございます。

平成29年度は、以前の教育委員会で阿部委員からも提案があったように、もう少し段階的にやりやすいようにというご意見もございましたので、通常の毎月第3水曜日の定例的な講習会プラス、何回かはフリーの日に講習会を実施して、もう少し幅広い方々にトレーニング室を利用させていただくということをやっていきたいと考えております。

それから3月17日、先程の教育長の報告にもありましたが、行幸啓碑・御歌碑除幕式がございました。招待者、一般参加者含めて約150人の方々に出席をしていただき、成功裏に終わることができました。ありがとうございました。

18日には、ジュニアリーダーの北海道岩見沢の高校生との交流会ということで、去年もやっているのですが、引き続き交流会を実施いたしました。翌19日には、岩見沢の高校生が復幸祭のブースで1回100円のタマネギすくいをやって、500kg、20箱を持ってきたものが11時半頃にはなくなり、大盛況だったようで、来年は運搬車を使って持ってこなければいけないと、だんだん広げていくようなことを言っていたので、本当かうそか分かりませんが、継続的にやる気があるようでございました。

19日は柔道の大会がございまして、500人が参加しております。同日に第3回文化財保護委員会議がございました。

それから21日に第4回社会教育委員の会議がございまして、ここで平成29年度社会教育団体の認定及び補助金の交付について教育長から諮問をし、すばらしいおながわを創る協議会、女川町婦人会、女川町文化協会、江島訪印神楽保存会、女川町体育協会、女川町スポーツ少年団本部の6団体に対し、異議がない旨答申をいただいたところでございます。

昨日でございますが、スポーツ推進委員会議を開催しております。スポーツ推進委員会議の昨日の内容は、平成29年度の宮城ヘルシーの石巻地区大会のことが主な内容でございました。これまで4回委員会が開かれておりますので、その内容の報告ということでやったのですが、平成29年度の石巻地区大会会場が女川町になっております。9月10日（日）に開催するということまでは決まっております、ある程度種目まで決まっておりますが、その種目の中の一つにグランドゴルフがあります。グランドゴルフの会場ですが、野球場、多目もまだ仮設住宅が建っている状況なので、中学校の校庭でグランドゴルフをとという考え方でいたのですが、中学校の年間行事を確認したところ、前日の9月9日（土）が運動会の予備日に当たっているということが分かり、予備日ですので天候がよければそのままということで、不確定要素十分なところなのですが、ヘルシーも前日から会場の準備がありますので、その辺をこれから、もう一度会場の配置について再検討をしていかなければならないということで、昨日の会議はまとまったところでございます。

それから25日ですが、ジュニアリーダーを浦宿二区の子ども会の歓送迎会ということで派遣いたします。ジュニアリーダーの派遣は、4月に入っても出てきまして、平成28年度からかなり、内部だけの活動ではなく、外に出て行つての活動をしながら、ジュニアの子どもたちが自信をつけて積極的にやっている内容

になっていると思います。

4月の実施予定については、まだ確定はしていませんので、ある程度空欄ということで措置をさせていただきましたが、平成28年度同様、平成29年度も使いやすい運動施設を目指しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長 それでは、ただ今までの報告に関しまして質疑ご意見等ありませんか。学校関係は次の委員協議会でも構いませんので、全体として何かありましたら。

なお、小学校と中学校の学校だより等も付いておりますので、お目通しいただければと思います。

総務課長、添付資料の説明をお願いします。

教育総務課長 先に給食の件ですが、1件抜けておりました。3月14日に女川中学校で、異物ではないのですが、学校給食会から、発注ミスでもないのですが、配達された食缶に入ってきたご飯が半分ぐらいしかなかったという事象がございました。その対応については、職員室の先生方のごはんを回したりして対応させていただきました。

原因といたしましては、渡波のえくれーでご飯を配達しているのですが、全体の中では炊飯したご飯が余ったらしいのですが、どこか分からないのでそのまま放置し、連絡があって初めて分かったという状況でございました。その分は学校から厳重に注意をしたというところでございます。1件追加でございました。

今、教育長から話がありました資料でございますが、「地域の食の恵みと伝統を伝える学校給食の推進」ということで、今年開校した女川高等学園で地産地消のいろいろな活動をさせていただいております。8月にもこの活動を行い、女川町教育委員会からも、給食の調理場の臨時も含めた職員、教育総務課の清水といろいろな活動に参加させていただきました。

高等学園では、1枚めくっていただきますと、「今後の課題」の「取組Ⅰ」ということで、地産地消の推進を今まで以上に進めていくということになってまいりますので、女川町教育委員会につきましても、こういった事例を見ながら、地産地消に努めてまいりたいと思います。

最後のページになりますが、「伝統的食文化の継承」ということで、実際に女川高等学園で提供された郷土料理、ホタテのひもご飯、長ネギ、ホヤのみそ汁などを提供していただいた模様で

- す。
- 女川小学校、中学校でホヤのみそ汁を出した時に実際に食べるかどうかというのはあるのですが、ぜひこういった活動をもとに、平成 29 年度は女川小学校、中学校でもいろいろ実践していきたいと思っております。
- 以上でございます。
- 教育長 今までのことで何かご意見質問等ありませんでしょうか。  
(発言なし)
- 教育長 では、報告事項については終了します。
- 13 その他
- 教育長 その他に入らせていただきます。委員の皆様方から何かございませんでしょうか。  
(発言なし)
- 教育長 では来月の日程を決めさせていただきたいと思います。  
〔4月17日(月)午後6時30分からということで調整〕
- 教育長 17日月曜日ということで組ませていただきます。  
以上で、第3回女川町教育委員会会議を終了させていただきます。ありがとうございました。
- 14 閉 会 午前11時39分
- 15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。
- (1) 第5号議案 「女川町子どもの心のケアハウスの管理に関する規則の制定について」(承認)
  - (2) 第6号議案 「女川町教育委員会組織規程の一部を改正する規則の制定について」(承認)
  - (3) 第7号議案 「女川町スポーツ推進委員会設置規則の一部を改正する規則の制定について」(承認)
  - (4) 第8号議案 「女川町子どもの心のケアハウス臨時職員取扱要綱の制定について」(承認)
  - (5) 第9号議案 「女川町高等学校等通学等補助金交付要綱の制定について」(承認)
  - (6) 第10号議案 「女川町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」(承認)
  - (7) 第11号議案 「女川町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」(承認)
  - (8) 第12号議案 「女川町スポーツ推進委員の人事について」  
(承認)
  - (9) 第13号議案 「平成29年4月1日付け異動における事務職員の人事について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課課長補佐 笥 由佳子

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

平成 29 年 4 月 17 日

会議録署名委員

1 番委員 横 井 一 彦

2 番委員 平 塚 征 子